

《判例研究》

温泉施設の爆発事故について設計担当者が 水抜き作業に係る情報を説明すべき業務上の 注意義務があったとされた事例

(最高裁平成28年5月25日第一小法廷決定⁽¹⁾)

—信頼の原則を中心に—

横 沢 亘

【事実の概要】

被告人は、不動産会社から東京都渋谷区内の温泉施設の建設工事を請け負った建設会社の設計部門に所属し、本件温泉施設の衛生・空調設備の設計業務を担当した者である。本件建設会社では、施工部門の担当者が、発注者に対して、設備の保守管理につき説明する職責を負い、設計部門の担当者は、施工部門の担当者に対して、その点につき的確な説明がされるよう、設計上の留意事項を伝達すべき立場にあった。

本件温泉施設は、客用の温泉施設等があるA棟と温泉一次処理施設等があるB棟の2棟の建物で構成され、A棟で使用する温泉水をB棟地下機械室に隣接する区画にある井戸口からくみ上げていたが、メタンガスが溶存していたため、同室内にあるガスセパレーターでメタンガスを分離させた後、温泉槽で一時貯留し、そこからA棟地下機械室へ温泉水を供給するとともに、ガスセパレーターないし温泉槽内で分離、発生したメタンガスをそれぞれに取り付けられたガス抜き配管を通してA棟側か

ら屋外へ放出する構造がとられていた。各ガス抜き配管は、両棟の各地下機械室をつなぐ地下のシールド管内を通されていたが、シールド管内を通る各横管部分が最も低い位置にあり、そのため温泉水から分離された湿気を帯びたメタンガスが各ガス抜き配管内を通る際に生じる結露水は、その各横管部分にたまる構造となっていた。このようにしてたまった結露水を放置すれば、各ガス抜き配管が閉塞するおそれがあったため、結露水を排出する必要性が生じたが、被告人自身も、通気が阻害されることへの対応をとる必要性は認識しており、B棟側からシールド管に入る手前の各ガス抜き配管の横管部分の下部に、それぞれ水抜き配管および水抜きバルブが取り付けられ、適宜各水抜きバルブを開いてたまった結露水を排出する仕組みが設けられることとなった。

しかし、そのような結露水排出の仕組みの存在、その意義等について、本件建設会社から本件不動産会社に説明されることはなく、本件温泉施設で温泉水のくみ上げが開始されてから本件爆発事故に至るまでの間に、各水抜きバルブが開かれたことは一度もなかった。

本件爆発事故は、結露水が各ガス抜き配管内に溜まり、各ガス抜き配管が閉塞し、ないし通気を阻害されたことにより、行き場を失ったメタンガスが、B棟地下機械室内に漏出した上、同室内に設置された排気ファンも停止していたため滞留し、温泉制御盤のマグネットスイッチが発した火花に引火して発生したものであった。本件爆発事故の結果、B棟内において、本件温泉施設の従業員3名が死亡し、2名が負傷し、B棟付近路上において、通行人1名が負傷した。

本件温泉施設の温泉一次処理施設を単独で設計していた被告人は、本件建設会社の施工担当者に対して、排ガス処理のための指示書として、設計内容を手書きしたスケッチを送付したが、結露水排出の意義や必要性について明示的な説明はされなかった。また、本件スケッチには、ガスセパレーターから出た逆鳥居型（一旦下方に向きを変え、横に向かってから、上方に向きを変える形態）の配管構造、水抜きバルブ（ドレインバ

ルブ)付きの配管が図示され、水抜きバルブを通常開いておくことを示す「常開」の文字等が記載される一方、水抜きバルブ付きの配管がガス抜き配管内に発生する結露水を排出する目的のものであることについての説明は記載されていなかった。

その後、被告人は、本件温泉施設の施工を担う下請会社の担当者から、水抜きバルブを「常開」とすると硫化水素が漏れるので「常閉」にすべきではないかと指摘され、同人に対して、水抜きバルブを「常閉」に変更するように口頭で指示した。この指示により、本件温泉施設の保守管理の一環として、適宜手作業で各水抜きバルブを開いて各ガス抜き配管内の結露水を排出する必要性が生じたが、被告人は、下請会社の担当者に対して、水抜き作業が必要となることやそれが行われないと各ガス抜き配管の通気が阻害されて危険が生じることなどについて説明しなかった。また、本件建設会社の施工担当者に対しても、水抜きバルブの開閉状態について指示を変更したことやそれに伴って水抜き作業の必要性が生じることについての説明がされることはなかった。

第1審⁽²⁾は、被告人に業務上過失致死傷罪を認め、禁固3年(執行猶予5年)を言い渡した。これにより、被告人が控訴したが、控訴審⁽³⁾は、第1審判決を是認して被告人の控訴を棄却した。これに対して、被告人が上告した。

【決定要旨】

上告棄却。

本決定は、「ガス抜き配管内での結露水の滞留によるメタンガスの漏出に起因する温泉施設の爆発事故であるところ、被告人は、その建設工事を請け負った本件建設会社におけるガス抜き配管設備を含む温泉一次処理施設の設計担当者として、職掌上、同施設の保守管理に関わる設計上の留意事項を施工部門に対して伝達すべき立場にあり、自ら、ガス抜

き配管に取り付けられた水抜きバルブの開閉状態について指示を変更し、メタンガスの爆発という危険の発生を防止するために安全管理上重要な意義を有する各ガス抜き配管からの結露水の水抜き作業という新たな管理事項を生じさせた。そして、水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性について、施工部門に対して的確かつ容易に伝達することができ、それによって上記爆発の危険の発生を回避することができたものであるから、被告人は、水抜き作業の意義や必要性等に関する情報を、本件建設会社の施工担当者を通じ、あるいは自ら直接、本件不動産会社の担当者に対して確実に説明し、メタンガスの爆発事故が発生することを防止すべき業務上の注意義務を負う立場にあったというべきである。」

「本件においては、この伝達を怠ったことによってメタンガスの爆発事故が発生することを予見できたということもできるから、この注意義務を怠った点について、被告人の過失を認めることができる。」

「なお、所論は、設計担当者である被告人は施工担当者から本件不動産会社に対して水抜き作業の必要性について適切に説明されることを信頼することが許される旨主張する。しかし、被告人は、本件建設会社の施工担当者に対して、結露水排出の意義等に関する記載のない本件スケッチを送付したにとどまり、その後も水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性に関して十分な情報を伝達していなかったのであるから、施工担当者の適切な行動により本件不動産会社に対して水抜き作業に関する情報が的確に伝達されると信頼する基礎が欠けていたことは明らかである。」

「したがって、被告人に本件爆発事故について過失があるとして、業務上過失致死傷罪の成立を是認した原判決は、正当である。」

なお、本決定には、以下のような大谷直人裁判官の補足意見がある。すなわち、それは、本件は、「業務運営上メタンガスの発生が不可避となる温泉施設において、ガスの引火・爆発を防止するための安全対策に関

して、設計面における担当者がその任務を果たしたかが問題とされている事案である。そして、設計に当たっては、ガス抜き配管設備が本来的なメタンガス排出装置として想定され、その安全を更に担保するものとして、B棟排気ファン等の装置が組み込まれたことは明らかである。したがって、水抜きバルブを閉め続けることにより、ガス抜き配管について当初の設計上予定されていたメタンガス排出の機能に重大な問題が生じるおそれがあったということは、この設計の全体像に関わる問題といえることができる。第一義的な安全装置として設計されたシステムの機能についてその後問題点を生じ得る事情が判明した場合に、設計担当者としては、その点の改善の必要性を伝達するか、仮にそれを放置するのであれば、当然に、二次的、三次的に設けられた予防装置が当初の設計のままでよいのかについての見直し作業を行うことが求められるはずである。そうした行動をとることを怠った被告人について、排気ファン等の存在をもってその過失責任を否定することはできない。第1審、原審も、このような枠組みを前提に、被告人の過失を肯定したものと解される。」

「結果発生に至る因果のプロセスにおいて、複数の事態の発生が連鎖的に積み重なっているケースでは、過失行為と結果発生だけを捉えると、その因果の流れが稀有な事例のように見え具体的な予見が可能であったかどうか疑問視される場合でも、中間で発生した事態をある程度抽象的に捉えたときにそれぞれの連鎖が予見し得るものであれば、全体として予見可能性があるとイえる場合がある。これまでの裁判実務においては、このような考え方に立って過失の有無が論じられてきた事例が存在する。」

「しかし、上記……のとおり本件の注意義務を理解するとき、本件は、上記のような予見可能性の判断手法、すなわち、連鎖的な事態が発生していることを捉えて『因果関係の基本的部分』は何かを検討する手法によるのがふさわしい類型とはいえないと思われる。『基本的部分の予見可能性』というポイントは、メタンガス処理の安全対策としての本件設計の

意義をどのようなものと認識するかという検討に解消されているということもできよう。」

「過失犯については、結果の予見可能性、回避可能性という大枠によって成否を判断するのがこれまでの確立した考え方であり、もとより本件もその枠組みの中で検討されることになるが、その争点化に当たっては、具体的にどのような基準等が有用な判断要素になるかにつき、この種事案特有の多様な事件類型に応じて、適切な抽出が求められるところであろう」というものである。

【解説】

1. 問題の所在

本件は、温泉施設内の温泉水を汲み上げる際に分離されたメタンガスが屋外に排出するガス抜き配管内に結露水が溜まり、当該ガス抜き配管が閉塞ないし通気を阻害されたことでメタンガスが漏出した上、漏出先室内の排気ファンも停止していて、室内制御盤のマグネットスイッチの火花に引火し爆発し、従業員および付近の通行人らに死傷者が出た事故につき、同施設の設計担当者である被告人に対する業務上過失致死傷罪の成否が問題となった事案である⁽⁴⁾。

本決定の意義は、建設会社の設計担当者である被告人が、水抜きバルブの指示変更について施工部門へ伝達することを怠り、「本件においては、この伝達を怠ったことによってメタンガスの爆発事故が発生することを予見できたということもできる」として予見可能性を肯定したという点にあるとされる⁽⁵⁾。他方、本決定のもう1つの意義は、被告人には、施工担当者に対して「結露水排出の意義等に関する記載のない本件スケッチを送付したにとどまり、その後も水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性に関して十分な情報を伝達していなかった」ので、施工担当者から温泉施設側に適切な説明が為されること

を信頼する基礎がなかったことを指摘した点にあるとされている⁽⁶⁾。

本稿では、後者の信頼の原則の判断を中心に検討を試みることにする。

2. 信頼の原則の経緯

信頼の原則とは、「行為者がある行為をなすにあたって、被害者あるいは第三者の適切な行動をすることを信頼するのが相当な場合には、たとえその被害者あるいは第三者の不適切な行動によって結果が発生したとしても、それに対しては責任を負わない」⁽⁷⁾とする原則である。

従来、信頼の原則は、主として道路交通事故の分野でその意義が認められてきたが、もともとは危険防止に関して、共同して危険な作業を行なう者相互間においては、各人は、とくに反対の事情がないかぎり、共同作業者がそれぞれの担当の持ち場において誠実に危険防止のための注意を尽くしていることを計算にいれたうえで、自己の持ち場において要求される結果回避義務を尽くせば足り、常に同僚が注意を怠るものと予想したうえで同僚の失策があっても自分かぎりでは結果を防止できるだけの万全の措置をとること、たとえば、危険の源泉となる一切の作業を停止することまでは注意義務としては要求されない、という原則である⁽⁸⁾。それゆえ、信頼の原則は、企業活動、チーム医療等によって危険な業務を遂行するにあたり、その業務関係者が共同作業を分担し、相互に各人適正な結果防止措置を信頼することが相当である場合にも適用可能である。そして、この原則が適用されるためには、関係者相互の間に危険が分配され、各自がその範囲内で適切に注意義務を果たすという社会的な基盤ができていなければならない⁽⁹⁾。逆に、このような社会的基盤が認められない場合、信頼の原則の適用は認められず、関係者各々が自分かぎりでは結果を防止できるだけの万全の措置をとること（いわゆるダブルチェック等）が必要となる。

日本に信頼の原則を導入する際に参照されたドイツにおいても、当初、信頼の原則は交通関係者について適用されていたとされる⁽¹⁰⁾。しかし、

その後、医療行為⁽¹¹⁾についても認められるようになり、現在では、製造物責任⁽¹²⁾等の企業の分業についても、ドイツで認められてきている。

したがって、本件のような企業の分業においても、関与者相互の間に危険が分配され、各自がその範囲内で適切に注意義務を果たすという社会的な基盤ができているのであれば、信頼の原則の適用を認める条件は満たされていると考えられる。

3. 信頼の原則の適用要件

では、信頼の原則の適用要件としては、どのような要件が要求されているのであろうか。

この点、最初に信頼の原則が適用されていた交通事犯においては、以下のような要件が必要と考えられている。まず第1に、適用の一般的要件として、自動車の高速度かつ円滑な交通の必要性、交通環境の整備、交通教育・交通道德の普及が必要とされる⁽¹³⁾。次に、具体的要件として、この原則が適用にならない「特別な事情」が存在するか分析される⁽¹⁴⁾。最後に、主観的要件として、信頼の存在、信頼の相当性、規則違反の不存在が必要とされる⁽¹⁵⁾。

これらの要件は、交通事犯だけでなく、チーム医療における医療行為についても、最決平成19年3月26日においては交通事犯における一般的要件と同様に、「医療行為において、対象となる患者の同一性を確認することは、当該医療行為を正当化する大前提であり、医療関係者の初歩的、基本的な注意義務であって、病院全体が組織的なシステムを構築し、医療を担当する医師や看護婦の間でも役割分担を取り決め、周知徹底し、患者の同一性確認を徹底することが望ましいところ、これらの状況を欠いていた本件の事実関係を前提にすると、手術に関与する医師、看護婦等の関係者は、他の関係者が上記確認を行っている」と信頼し、自ら上記確認をする必要がないと判断することは許されず、各人の職責や持ち場に応じ、重疊的に、それぞれが責任をもって患者の同一性を確認する義

務があ」る⁽¹⁶⁾という形で判断されている。

したがって、企業内の設計担当者から施工担当者への信頼という企業の分業が問題となっている本件においても、交通事故同様の要件で判断され得ると考えられる。

4. 信頼する基礎

それでは、本件の判断構造はどのようになっているであろうか。この点、第1審判決では、「大成建設の内部規程及び実務慣行上、設備取扱説明会の実施責任者は施工部門の担当者とされ、通常、設計部門の担当者が関与することはなく、また、設計担当者が施工担当者を指揮・監督する立場にもないことが認められる。設計部門の担当者が設計意図を施工部門の担当者に適切に伝えるなどし、取扱説明会等で施工部門が設備の保守管理につき安全上遺漏ないように的確な説明がされるように配慮していれば、特段の事情がない限り、施工部門の担当者を信頼し、設計部門の担当者が施工部門が行う説明内容を逐一確認するなどの万全の配慮を行うまでの必要はないともいえる」として一般的要件の検討を行い、その上で、被告人の「スケッチには、水抜きバルブを閉じた場合の危険性について何ら記載もなかった」こと、被告人「自身が水抜きバルブを『常開』から『常閉』へと設計上の指示を変更し、それに伴い新たに必要となった水抜き作業が行われなかったことにより生じたものである」ことを認定し、被告人は上記指示変更自体を「施工部門の担当者に直接伝達すらしなかったのであるから、なおさら施工部門の担当者を信頼するのを相当とする事情はなかったというべきである」と信頼の相当性の判断を行っている⁽¹⁷⁾。この第1審判決の判断を原審である高裁判決は正当であるとし、また、その高裁判決を本決定も正当であると追認していることを考えると、同様の判断構造で処理していると考えるのが適当であろう。

したがって、本件でも、被告人の信頼の存在を前提に「被告人は、本件建設会社の施工担当者に対して、結露水排出の意義等に関する記載のな

い本件スケッチを送付したにとどまり、その後も水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性に関して十分な情報を伝達していなかった」として、被告人である設計当事者が指示変更について施工当事者に十分な情報を伝達していなかったという特別な事情を認定し、それゆえ、「施工当事者の適切な行動により本件不動産会社に対して水抜き作業に関する情報が的確に伝達されると信頼する基礎が欠けていたことは明らかである」として、信頼の相当性が認められないことを認定したと考えられる。そうであれば、今までの信頼の原則の適用を引き継いだ判断といえるので妥当であろう。

とはいえ、第1審判決では「信頼するのを相当とする事情はなかったというべき」として信頼の相当性判断を行っていることが明確であるのに対して、高裁判決は被告人が施工当事者による不動産会社への「的確な情報伝達を信頼する基礎など、なかったというべきである」として、「信頼する基礎」の語を用いて判断し、それを受けた本決定も「的確に伝達されると信頼する基礎が欠けていたことは明らかである」と決定している。この「信頼する基礎が欠けていた」という語は、読み方によっては、信頼の原則の一般的条件でさえ満たされない状況、すなわち、前述最決平成19年3月26日における「各人の職責や持ち場に応じ、重疊的に、それぞれが責任をもって患者の同一性を確認する義務があ」⁽¹⁸⁾の場合のような、分業規則さえも定まっていない状況と混同することがありうる。信頼の相当性判断の場合は特別な事情がなければ信頼が相当とされて信頼の原則が認められるのに対して、一般的条件が満たされない場合はそもそも信頼の原則自体適用できない事案となる。この点は大きな違いがあるので、混同を避けるためにもこのような語の使用は控えるのが妥当であるように思われる。

- (1) 刑集70巻5号117頁以下。
- (2) 東京地判平25・5・9, 刑集70巻5号210頁以下。
- (3) 東京高判平25・6・20, 刑集70巻5号312頁以下。
- (4) 本決定の評釈として, 前田雅英「判批」捜研787号(2016)67頁, 岡部雅人「判批」愛媛43巻1・2号(2016)143頁, 北川佳世子「判批」法教433号(2016)68頁, 杉本一敏「『因果関係の基本部分』の予見可能性について: 渋谷温泉爆発事件決定を契機に」刑事法ジャーナル50号4頁, 山本紘之「結果回避義務について」刑事法ジャーナル50号4頁, 松宮孝明「判批」法セ747号125頁, 古川伸彦「判批」重判解平成28年1505号(2017年)162頁, 川田宏一「判批」ジュリ1519号(2018)81頁, 等がある。
- (5) 岡部・前掲注(4)143頁。
- (6) 松宮・前掲注(4)183頁。
- (7) 西原春夫『交通事故と信頼の原則』(1969年)14頁。
- (8) 藤木英雄『刑法講義 総論』(1975年)249頁。
- (9) 日高義博『刑法総論』(2015年)361頁。また, 刑事製造物責任についても関与者相互の間に危険が分配され, 各自がその範囲内で適切に注意義務を果たすという社会的基盤が認められる場合には, 信頼の原則を認めてよいであろう。
- (10) 西原・前掲注(7)101頁, 脚注(三)。Gülde, Der Vertrauensgrundsatz als Leitgedanke des Straßenverkehrsrechts, JW 1938, S. 2785によるものとされている。なお, 英米不法行為法を元とする見解も存在する(樋口亮介「刑事過失と信頼の原則の系譜的考察とその現代的意義」東京大学法科大学院ローレビュー vol.4, 2009年, 177~188頁)。これは, 信頼の原則に類似した判決がドイツ法の影響が強まる以前に存在していることを出発点としているが, その判決が英米不法行為法に基づくとする場合, 昭和41年判決後, 折に触れて「信頼」の語を使用している時点で系譜が断絶していることにならないか疑問である。
- (11) 自己答責性の観点から医療行為の分業について信頼の原則の適用を認めたものとして, Stratenwerth, Arbeitsteilung und Ärztliche Sorgfaltspflicht, Eb. Schmidt Festschrift zum 70, S. 386 ff.がある。他の観点から適用を認めるものとして, Roxin, Strafrecht Allgemeiner Teil Band I 4.Aufl, 2006, S.382. 等。
- (12) 製造物責任について適用を認めるものとして, Kuhlen, Fragen einer

strafrechtlichen Produkthaftung, 1989, S. 132. がある。他にも, Cramer/
Sternberg-lieben, in: Schönke/Schröder, Strafgesetzbuch, § 15 Rn.223等。

- (13) 西原・前掲注(7)59頁参照。
- (14) 西原・前掲注(7)60～61頁参照。
- (15) 西原・前掲注(7)44～45頁参照。
- (16) 刑集61巻2号131頁以下。
- (17) 東京地判平25・5・9, 刑集70巻5号290頁以下。
- (18) 前掲注(16)・刑集61巻2号131頁以下。